

2025年10月24日

大仙市議会

議長 後藤 健 殿

秋田県社会保障推進協議会 会長 佐藤 幸美
〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5号
TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0208



最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める
国への意見書提出の陳情書

【陳情趣旨】

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられました。この引き下げに対して、29都道府県1,027人の原告が取消しを求めて提訴、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は「裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法である」として、引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずです。しかし、国は最高裁判決から既に4か月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告を始めとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を採らず、違法状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権(憲法第25条)及び個人の尊厳(憲法第13条)を侵害され続けている状態にあります。提訴以来すでに200名以上の原告が亡くなっており、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行う必要があります。

よって、以下の事項を国に求めるものです。

【陳情項目】

1. 全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うこと。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。



以上